

我が国の司法と原子力・レジュメ

平成 28 年 6 月 16 日
Cubic Argument 代表
弁護士 大江弘之

*本参考資料に係る意見は一切が著者の私見である。

第 1 原発運転差止訴訟のキーワード

- 民事訴訟（行政訴訟も民事訴訟の一つ）
 - ✓ 原告と被告との対立構造
 - ✓ 訴訟物を巡る争い
 - 訴訟物とは（新堂・293 頁）
 - ①原告の被告に対する一定の法的利益の主張
 - ②特定の判決をせよとの裁判所に対する要求
 - ✓ 原発運転差止訴訟は原告（＝地域住民）が、原発を保有する被告（＝一般電気事業者）に対し、不法行為に基づく差止請求をするもの。
 - ✓ 本訴（訴訟）と仮処分との関係。
 - ✓ 行政訴訟も民事訴訟の一つである。
- ①人格権と②差止請求権
 - ✓ 人格権についての公的な定義は存在しない。
 - ✓ 下記載判例（≠判例）の記載においては、①人格権の法的性質及び②人格権に基づく差止請求権の性質が述べられている。
 - ✓ 差止請求権の法的根拠は、学説上議論はされているが、定まった見解はない。人格権の保護のために必要であるという権利説や不法行為からの原状回復のために必要であるという不法行為説などが指摘されている。
 - ✓ 訴訟においては、①人格権として保護されうるかどうか、②差止請求権が認められるかどうかは個別に検討される。
- 行政の裁量と司法審査
 - ✓ 裁判所は、専門技術的な事項について、まず行政の審査基準及び判断を前提とし、当該審査基準及び判断が合理的点がないかという審査をする。
 - ✓ 裁判所自らが、原発の設置許可の有無を判断するわけではない。
 - ✓ 裏を返せば、専門技術的な事項は、行政の裁量に委ねられている。
- 立証責任
 - ✓ 立証責任とは、真偽不明の場合の取り扱いのこと。ある事実について立証責任を負う側が立証責任を果たせない場合、当該事実がないものとみなされる。
 - ✓ 立証責任の有無は法律によって規定されるが、通常は原告（申立人）に

あると考えてよい。

- ✓ しかし、原子力発電所に係る請求のように、証拠が事業者側に偏在していると通例想定される場合に、立証責任のない被告にまずは説明させる義務を負わせるという運用になっている。

第 2 原発運転差止訴訟をみる

1 検討する訴訟等一覧

事件名
1 平成 24 年（ワ）第 394 号、平成 25 年（ワ）第 63 号大飯原発 3、4 号機運転差止請求事件
3 平成 27 年（モ）第 38 号 保全異議申立事件 【配布資料】

2 判決・決定等の分析

(1) 裁判例 1 の分析（福井地裁・大飯原発）

- ① 人格権に対する考え方（裁判例 1）
 - ✓ 人格権を上回る価値なし。
 - ✓ 差止めによって不利益の大きさを考慮する必要は（実質的には）なし。
- ② 原子力発電所に求められるべき安全性と司法の役割（裁判例 1）
 - ✓ 電気を生産する活動 < 人格権
 - ✓ 少なくともかような事態を招く **具体的危険性が万が一**でもあれば、その差止めが認められるのは当然 + 裁判所に課された最も重要な責務
- ③ 踏み込んだ立証責任及び司法審査の判断
 - ✓ 伊方原発の判断枠組みを踏襲していない。
 - ✓ 原子力規制委員会の新規制基準は関係ないとのスタンス。
- ④ 冷却機能の維持（地震について）
 - ✓ 大規模な地震の発生を予知できていないのは公知の事実と判断。
 - ✓ 「安全余裕の意味自体が明らかでない」。
 - ✓ 万が一の危険という基準で見れば、何事も危険になる。
- ⑤ 使用済核燃料の危険性
 - ✓ 使用済核燃料についても堅固な施設によって防御される必要がある。
- ⑥ 原発の安全性に対する判断と差止めの必要性
 - ✓ 新規制基準では不十分と判断。
 - ✓ 差止めは危険軽減に適切で有効な手段と判断。
- ⑦ 国益に関する判断
 - ✓ 傍論（判決に必要ではない部分）。裁判所の価値観が分かる一節。
 - ✓ 裁判所がいう「法的」とは一体何のことかはよく分からない。
- ⑧ 結論

- ✓ 何故、250 キロメートルなのかについては確たる指摘がない。敢えていえば、「原子力委員会委員長が福島第一原発から 250 キロメートル圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性を検討した」という指摘が参考になる。

（２）裁判例 3（裁判例 2－①に対する保全異議）の分析（配布資料参照）

- 原子力規制委員会の規制基準及び判断の合理性を是認する内容。
 - ① 司法審査の在り方について
 - ✓ 原子力規制委員会の特質及び原子炉設置許可等の判断の専門性を指摘し、当該委員会の判断の妥当性について審査すべしとの立場（伊方原発と同様の立場）。
 - ✓ 立証責任に対する考え方も伊方原発と同様。
 - ② 基準値振動の合理性
 - ✓ 規制委員会において専門的・技術的知見に基づき中立公正な立場で個別かつ具体的に審査する枠組みが採用され、内容は合理的。
 - ✓ 規制委員会の判断に不合理な点はない。
 - ③ 耐震安全性の相当性
 - ✓ 耐震重要度の区別も含め、考え方には合理性があるとの判断。
 - ✓ 規制委員会の判断に不合理な点はない。
 - ④ 使用済核燃料の危険性
 - ✓ 規制内容に合理性が有る。
 - ✓ テロ等の事象を考慮しても、規制委員会の判断に不合理な点はない。
 - ⑤ 地震以外の外部事象の危険性
 - ✓ 規制内容に合理性が有る。
 - ✓ 規制委員会の判断に不合理な点はない。

第 3 司法について

1 司法・裁判官とは

（１）司法権とは

- 「司法は権利の侵害に対し法律の規準によりこれを判断する」（伊藤・89 頁）
参考：「行政は法律を執行し又は公共の安寧秩序を保持し人民の幸福を増進するために便利の経理及び処分を為す」
- 「司法権とは、具体的な訴訟について、法を適用し、宣言することによってこれを裁定する国家の作用」（芦部・326 頁）
 - 我が国には憲法裁判所はない。
- 裁判所の違憲立法審査権（日本国憲法 81 条）
 - 最高裁判所が出した違憲判決・決定

（２）裁判官について（司法権の独立）

- 「裁判の公正を保とうとするためには、裁判官に威権の干渉を離れ、不羈の

地に立って勢位の得失の政論の冷熱に牽束されないようにすべき」（伊藤・93 頁）

- 日本国憲法においては、裁判官は法律または憲法にのみ拘束される（日本国憲法 76 条 3 項）とされ、心身の故障以外には国会に設置された裁判官弾劾裁判所の弾劾裁判によらずして懲戒されない（日本国憲法 78 条、裁判所法 49 条、国会法第 16 章、裁判官弾劾法）。
 - 裁判所は、裁判官に対して分限（戒告又は 1 万円の過料（≠科料））のみ（裁判官分限法）を行うことができる。
 - 報酬は減額されず（日本国憲法 79 条 6 項）、その他意思に反する免官、転官、転所、職務の停止もされないと定められる（裁判所法 48 条 2 項）。

（3）法律（憲法）と判例

- 法律・憲法に「人格権」とは書いていない。解釈の産物。
- 判例とはほぼ最高裁判所の法的判断であると考えてよい（中野・9 頁）。
法的判断→事実そのものではない
- 判例違反は、刑事訴訟及び民事訴訟における上告及び上告受理申立て事由となっており、判例が裁判所の判断を拘束することになっている。
- 上級審の裁判所の裁判における判断は、その事件について下級審の裁判所を拘束する（裁判所法 4 条）。

2 実際の裁判官について

（1）裁判官も官僚組織の一つである

- 最高裁判所は規則制定権（日本国憲法 77 条 1 項）を有し、司法行政事務をつかさどる（裁判所法 12 条 1 項）。
- 最高裁判所以下各裁判所の司法行政事務は、裁判官会議によって行う（裁判所法 12 条 1 項、20 条、29 条 2 項、31 条の 5）。簡易裁判所のみ異なる（裁判所法 37 条）。
 - 最高裁判所以下各裁判所は、懲戒処分こそ有さないものの、監督権は有している（裁判所法 80 条）。
- 裁判官の政治運動はご法度とされている（裁判所 52 条 1 号？）。

（2）裁判官は良心にしたがって職務を行い、憲法及び法律にのみ拘束される

- 過去にも下級審（地裁・高裁）で珍しい判断が示されたことがある。
- 砂川事件・第一審判決（東京地裁昭和 34 年 3 月 30 日判例時報 180 号 2 頁）
通称「伊達判決」
 - ✓ アメリカ合衆国軍隊は日本国憲法に反すると判断。
- 長沼ナイキ訴訟・第一審判決（札幌地裁昭和 48 年 9 月 7 日判例時報 712 号 24 頁）。通称「福島判決」

- ✓ 自衛隊は日本国憲法に反すると判断。
- 自衛隊のイラク派兵差止等請求控訴事件（名古屋高裁平成 20 年 4 月 17 日判例時報 2056 号 74 頁）
- ✓ 傍論（法律上の判断に不必要な部分）で自衛隊のイラク派遣が日本国憲法に反すると判断。

第 4 原発差止訴訟の総括と今後の方針

1 裁判の評価

- 同じ裁判官が関わっている判決・決定がある。
- キーワードは「人格権の価値」

Q 仮処分で国益に関する重要な方針を覆すことがなぜできるのか。

Q 原発の安全性評価という専門性の高い内容について、専門の規制委が下している判断を一裁判官が、言葉だけの不安表明で停止という重要判断をくだしてもよいのか

- ✓ 「人格権の価値」と「原発運転による利益」（ひいては国益）が比較されている。
- ✓ 「人格権の価値」を高く評価するからこそ「具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然」との判断がなされる。
- 科学的合理性の観点からすれば不合理なのかは明らか。
- ✓ 裁判所は科学的合理性の観点に立って判断をしていない。

2 今後の見通し

- 訴訟に備える
 - ✓ 裁判所に間違いを教えてあげるという姿勢は大切。
 - 前提事実（原発の仕組み等）判決文の具体的にどの部分が間違っているのかについて、リストアップし、裁判所に見せると有効である。
 - ✓ 人格権の制約を正当化する①・人格権の価値を考える
 - 侵害されうる人格権の価値を明らかにする（福島第一原発事故等の事故を踏まえ、どのような不利益が周辺住民に起きうるのかについて具体的に説明する）。
 - 周辺住民の承諾というロジックを用いる。
 - ✓ 人格権の制約を正当化する②・原子力発電の運転の利益を高める。
 - 運転の利益についての法律上の位置づけが必要である。
 - 原子力発電だけに認められる利益というのは考えづらい。比較的な利益に留まる。科学的合理性の観点からは比較こそが重要であるが、裁判所に対して十分な説得力を有するか不明。
 - 全国民の承諾（＝法律）というロジックを用いる。
- 周辺住民を訴えられるか

Q 上級審で判決が覆った場合、被害をこうむった電力会社は原告に損害賠償

を請求できるのか（関西電力は損害賠償を要求するとの報道がある）。

- ✓ 訴えの提起が不法行為になることはありうる。
- ✓ 原発差止訴訟において、現時点での立法状況や国内情勢を踏まえれば、訴えの提起が不法行為となることはまず考えられない。

➤ 国全体の動向

Q 国の政策はどうなるのか

- ✓ 裁判所もまた官僚組織であることに鑑みれば、我が国が国策として原子力発電の推進という目標を放棄しない限りは、上級審においては国策に沿った判断がなされる蓋然性が高い（ただし、最近の傾向をみると断定はできない）。

Q このような独断を防ぐための法的処置（チェック機能）はないのか。

- ✓ 裁判官の弾劾という方法が考えられるが、①事後的対応にならざるを得ない。②三権分立の観点から現状の国会議員は弾劾に慎重になると考えられることから、現実的な方法とは言い難い。
- ✓ 下記のとおり、法律の改正によって「原子力発電の位置づけ」を明確にすることは考えられる。

Q 今後このような動きは拡大するか。だとするとそれを阻止する方法は

- ✓ 裁判を受ける権利は保障されており、裁判の提起そのものを止める方法はない。
- ✓ 民事保全手続の利用のハードルを上げる。
 - 法律の改正もしくは裁判所の運用によって民事保全手続の利用にあたって、申立人に適正な担保を積ませるようにする。
- ✓ 原子力規制委員会の運用実績を作り上げる。
- ✓ 関係法律の改正
 - 原子力発電所の運転が、人格権を上回る利益であると位置づける。
 - 原子力発電所の周囲の敷地を買い取る方法を電力事業者に与える（土地収用法と同じ発想）

当該土地に住み続ける権利<人格権 と考えられる。

Q 裁判官の原発に対する考えは一般的に言ってどのようなものか。

- ✓ 一般的な考えはどのようなものかは計り知れない。

3 最後に

以上